

○厚生労働省告示第百一十六号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、薬事法第四十二条第一項の規定により体外診断用医薬品の基準を次のように定め、平成十七年四月一日より適用する。

平成十七年三月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準

目次

第一章 一般的な要求事項 (第一条~第六条)
第二章 設計及び製造要求事項 (第七条~第十一条)

七条)

附則

(設計)

第一章 一般的な要求事項

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)
第二条 第十三項に定める体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該体外診断用医薬品の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によつて適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(体外診断用医薬品の使用にあつて第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によつて患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なようになつてはならない。

(リスクマネジメント)

第一條 体外診断用医薬品の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して体外診断用医薬品の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。

- 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図される危険性を評価すること。
 - 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。
 - 三 前号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を適切な防護手段により、実行可能な限り低減すること。
 - 四 第二号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を示すこと。
- (体外診断用医薬品の性能及び機能)
- 第三条 体外診断用医薬品は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、体外診断用医薬品としての機能を発揮できるよう設計及び包装されなければならない。
- (製品の寿命)
- 第四条 製造販売業者等が設定した体外診断用医薬品の寿命の範囲内において当該体外診断用医薬品が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受けた場合に、体外診断用医薬品の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による影響を受けるものであつてはならない。
- (輸送及び保管等)
- 第五条 体外診断用医薬品は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならぬ。
- (体外診断用医薬品の有効性)
- 第六条 体外診断用医薬品の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。
- (体外診断用医薬品の化学的特性等)
- 第七条 体外診断用医薬品は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、毒性及び可燃性

2 体外診断用医薬品は、その使用目的に応じ、

当該体外診断用医薬品の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接觸する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われてなければならない。

3 体外診断用医薬品は、通常の使用手順の中で当該体外診断用医薬品と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。

4 体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。

5 体外診断用医薬品は、合理的に実行可能な限り、当該体外診断用医薬品自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその体外診断用医薬品へ侵入する危険性又はその体外診断用医薬品から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。

6 体外診断用医薬品及び当該体外診断用医薬品の製造工程は、患者使用者及び第三者(体外診断用医薬品の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。

- 一 取扱いを容易にすること。
 - 二 必要に応じ、使用中の体外診断用医薬品からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。
 - 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による体外診断用医薬品又は検体への微生物汚染を防止すること。
- 7 体外診断用医薬品に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び生物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。

三 硬度、摩耗及び疲労度等

2 体外診断用医薬品は、その使用目的に応じ、

当該体外診断用医薬品の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されていなければならない。

3 体外診断用医薬品は、通常の使用手順の中で当該体外診断用医薬品と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。

4 体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。

5 体外診断用医薬品及び当該体外診断用医薬品の製造工程は、患者使用者及び第三者(体外診断用医薬品の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。

- 一 取扱いを容易にすること。
- 二 必要に応じ、使用中の体外診断用医薬品からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。
- 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による体外診断用医薬品又は検体への微生物汚染を防止すること。

7 体外診断用医薬品に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び生物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。

3

3 滅菌状態で出荷される体外診断用医薬品は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該体外診断用医薬品の包装は適切な手順に従つて、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によつて指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされなければならない。

4 滅菌を施さなければならぬ体外診断用医薬品は、適切に管理された状態で製造されなければならない。

5 非滅菌体外診断用医薬品の包装は、当該体外診断用医薬品の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならぬ体外診断用医薬品の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。

(製造又は使用環境に対する配慮)

第九条 体外診断用医薬品については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるよう設計及び製造されなければならない。

- 一 物理的特性に関連した傷害の危険性
- 二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性
- 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性
- 四 物質が偶然体外診断用医薬品に侵入する危険性
- 五 検体を誤認する危険性
- 六 研究又は治療のために通常使用される他の体外診断用医薬品又は医療機器と相互干渉する危険性
- 七 較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性

3 体外診断用医薬品は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるよう設計及び製造されなければならない。

(測定値に対する配慮)

(自己)検査用体外診断用医薬品に対する配慮

その使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できると

うに設計及び製造されていなければならない。
自己検査用体外診断用医薬品は、当該体外診
断用医薬品の取扱い中、検体の取扱い中（検

を取り扱う場合に限る。及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するうに設計及び製造されていなければならぬ。

3　自己検査用体外診断用医薬品には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したよう機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。

(性能評価)
第十三条 体外診断用医薬品の性能評価を行うう
ちに又表示するべきことは、適事である。

めに収集される。すべてのデータは、薬事法その他他関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。

第二章の規定については、平成二十年三月三十一日まで適用しない。